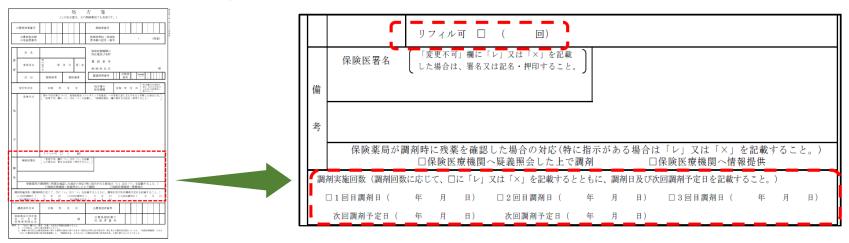
リフィル処方の仕組みについて

リフィル処方とリフィル処方に対応可能な新たな処方せん様式

(リフィル処方)

- 医療機関で処方箋を毎回貰わず、同じ処方箋を薬局で最大3回まで使用可能
- 病状が安定し、通院を一定期間控えても大丈夫と医師が判断した場合が対象
- 投薬量に限度のある医薬品や湿布薬はリフィル処方の対象外

(リフィル処方に対応可能な新たな処方せん様式)



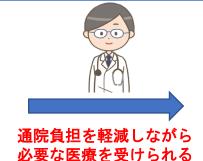
医師の判断を得てリフィル処方に切り替わった場合の例

医療機関

月1回の頻度で医療機関を受診し、 28日分の薬を処方してもらう

調剤薬局

 受診の都度、調剤薬局で28日分の 医薬品を調剤してもらう



医療機関

• <u>3月1回</u>の頻度で受診。<u>28日分×3回使用可</u> のリフィル処方箋を発行してもらう

調剤薬局

• 上記期間中は医療機関を受診せず(受診は 妨げない)、薬剤師に経過をみてもらいな がら同じ薬を3回調剤してもらう